

●規程改正案の概要

要 旨	国及び山梨県の職員の骨髄提供休暇の一部改正に鑑み、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」について所要の改正を行う。
内 容	<p>1. 改正する規程 「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」</p> <p>2 改正の内容 骨髄提供休暇について、骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも休暇を取得できるようにする。(第18条の表の第3号)</p> <p>3 その他 非常勤嘱託等及び臨時職員の同休暇の取扱いも同様とする。 ※なお、「非常勤嘱託等就業規則」及び「臨時職員等就業規則」において、同休暇の取扱いは一般職員の例によるものと規定しているため、改正の必要はない。</p>
施行期日	公布の日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表

新		旧	
<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。</p>		<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。</p>	
特別休暇の種類	事由	事由	期間
1・2 略	略	略	略
<p>3 骨髄提供休暇</p>	<p>職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入</p>	<p>職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を</p>	<p>1日又は1時間を単位とし、そのつど必要と認める期間</p>

4～19 略	院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき		
4～19 略	略	略	略

